

1. 施設の概要等

施設の概要	施設の名称		諏訪市障がい者自立支援センター			担当課		社会福祉課障がい福祉係		
	所在地		諏訪市小和田19番3号			開設年月日		平成15年10月		
	施設設置目的		相談を通じて、障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活を営むことができるように、関係市町村、県及び関係機関等と連携を図り、障害者の自己決定に基づく地域生活を効果的に支援することを目的とする。							
	施設内容		相談機関							
	指定管理者		一般社団法人諏訪圏域障がい者総合支援センター			選定方法		公募（応募者数1）・非公募		
	指定期間		令和3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 （ 5 年間 ） （ 4年目 ）							
	指定管理者の主な業務		障がい者等の相談支援事業及び社会参加事業 基幹相談支援センターに関する業務 自立支援協議会事務局業務 地域生活支援拠点等の整備事業 相談支援給付費等の請求、受領に関する業務							
	利用料金制の導入		有 ・ 無			指定管理料		有 ・ 無		
	施設の利用状況等		指 標（単位）		利用目標	利用実績	前年度実績	対目標比(%)	対前年比(%)	備考
			相談件数		3,600	2,889	2,681	80.3%	107.8%	
社会参加事業			30	0	0	0.0%				
広汎性発達障害者デイクア			60	45	49	75.0%	91.8%			
計画相談（計画）			50	69	57	138.0%	121.1%			
〃（モニタリング）			150	147	109	98.0%	134.9%			
【特記事項】										
収支	収入	指定管理者収支(令和6年度)				市の収支				
		計画額		収支実績額		令和6年度決算		令和5年度決算(前年度)		
		項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	
		指定管理料	53,081,000	指定管理料	44,350,948					
		給付費	4,000,000	給付費	4,281,819					
		雑収入	330,000	雑収入	538,524					
		県委託料 (サボマネ事務費)	6,906,000	県委託料 (サボマネ事務費)	6,906,000					
		計	64,317,000	計	56,077,291	計	0	計	0	
	支出	人件費	43,790,000	人件費	39,515,369					
		事務費	10,768,000	事務費	6,846,720					
		事業費	9,759,000	事業費	9,715,202					
		計	64,317,000	計	56,077,291	計	0	計	0	
損益		0		0		差引		0		

2. 指定管理者及び(市施設所管課)による評価・・・別紙

3. 利用者による評価

利用者アンケート	実施時期	令和6年4月～令和7年3月
	調査対象	オアシス相談室で初回面談を行った方
	調査方法	質問用紙による調査(相談室に設置の回答箱)
調査結果	・面談時にアンケートを依頼することになっていたが、回答は1件であった。 記入者:家族 当事者の年齢:41～60歳 住所:諏訪市	
	・他にアンケートによる事例ではないが、支援している中で口頭で感想をいただくこともあるので下記に追加した。	
利用者からの意見 要望・苦情等	○アンケートの内容 福祉の仕事について私的な事情があり相談した。忙しい中、アポイントも取ることなく突然伺って相談を受けていただき申し訳ありません。子どものことでお世話になるかと思います。本当に有難うございました。 ○相談支援の実務においていただいた感想 (8050の事例) 親が高齢となり障害のある息子を見ることができなくなり、相談員が地域の支援施設と調整を図り入所することができて、ご両親から感謝のお言葉をいただいた。	

4. 指定管理者による自己評価

令和6年度の自己評価	・R6年5月に新所長が就任し、行政・地域の関係機関との調整を図る体制を整えることができた。同時期に短時間勤務ではあるが経験のある有資格者の相談支援専門員を配置することもできた。 ・地域の相談事業所を指導する立場の事業所であり、相談員の確保については以前厳しい状況が続いており相談員数は不足状態であるが、職員間の良好な連携と相互の協力により業務を遂行してきた。 ・次期指定管理者募集に向けて、R6年3月から基幹相談支援センターのあり方検討委員会を設置し7回開催し、ある程度オアシスが現在行っている業務の整理はできたが、基幹相談支援センターを含めた地域の相談支援体制の議論を深めることはできなかった。
今後の目標	・次期指定管理者募集に申請するための課題について、法人内で検討を進めたい。 ・単に障がいにくい相談だけではなく、8050問題、虐待、引きこもり、家族間の人間関係、犯罪に繋がる可能性の事例等の困難ケースが増加しており、他分野の専門家・支援者との連携が必要となっている。 ・相談業務の専門知識と経験を有する相談員の確保、計画的な職員研修による人材育成。 ・法人の持続可能な経営安定化。メンタル面の負担感が大きい相談業務に見合う相談員の処遇改善。 ・市町村報告及び給付費請求事務と連動した相談記録システムへの更新。

5. 市(施設所管課)による総合評価

総合評価の基準

- A(1. 0) 36項目評価が72点以上で、アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容も評価できる。
B(0. 8) 36項目評価が58点以上で、アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容も評価できる。
C(0. 5) 36項目評価が45点以上で、アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容も評価できる。
D(0. 2) アンケート調査、セルフモニタリングの方法自体に改善を必要とするところがある。
E(0. 0) アンケート調査等が実施されていないなどの基本的な問題がある。

諏訪圏域の基幹相談支援センターとしての役割を強く目見し、公共の任事という意識に基づいて業務を遂行しており、職員個々の専門性も高まっている。業務が多岐にわたる、複雑化する中で、相談支援専門員の確保と業務の整理が必要である。令和6年3月に「諏訪地域における基幹相談支援センターのあり方検討委員会」を設置し、業務の整理と相談支援体制の再構築を目的に、諏訪地域における基幹相談支援センターの役割や障害者相談支援事業の役割分担等を課題解決に向けて検討され、新たな課題解決に向けて動き出そうとしている。

配点	評価
10	B
点数	8

判断の基準		合計点数
80点以上	「優良」	76.7
65点以上80点未満	「良」	
50点以上65点未満	「標準」	
50点未満	「不可」※	
		判断結果
		良

※「不可」の場合は、指定管理者の取り消しの処分を含め早急な改善対応を検討する必要があります。
また、「優良」の場合は、施設所管課と制度主幹課で再確認作業を行うこととします。

令和6年度 指定管理者モニタリング評価表

(別紙)

2. 指定管理者及び市(施設所管課)による評価

※施設の目的に沿って評価項目の追加・削除をすることができる。
※施設の目的に沿って評価項目の配点に重み付けを行うことができる。

評 価 項 目			評 価					評価に対する説明
大項目	中項目	小項目	配点	指定管理者	市			
				評価区分	評価区分	乗率	点数	
1 管理 能力	適切な管理運営	市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解した管理運営はされているか。	3	B	B	0.8	2.4	
		公共の仕事という倫理性や法令遵守について認識し、対応しているか。	2	A	B	0.8	1.6	
	市民の平等利用	正当な理由なく、一部の市民に利用制限や優遇が行われていないか。	1	B	B	0.8	0.8	
		事業内容に偏りがあり、利用者が限られていることはないか。	1	B	B	0.8	0.8	
	適切な組織・体制	職員体制や人員配置は適正であるか。	2	D	D	0.2	0.4	仕様書の人員は充足しているが、業務を運営していく上で相談員の不足が生じている。相談支援専門員の確保と業務の整理が必要。
		現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか。	3	B	B	0.8	2.4	
		労働関係法令等を遵守した労務管理規定等を整備し、従事者の適正な労働条件を確保しているか。	3	B	B	0.8	2.4	
	職員研修・人材育成	職員研修や業務指導に関し、適切に実施されているか。	3	A	A	1.0	3.0	令和6年度中に新たな資格を取得し、諏訪圏域障がい者総合支援センターとしての相談業務等に役立っている。
	安全対策・緊急時対応	事故や災害等の緊急時のマニュアルが整備され、連絡体制が確立しているか。	3	B	B	0.8	2.4	
		利用者の安全確保に対する研修・訓練等を実施し、職員が内容を熟知しているか。	3	B	B	0.8	2.4	
		施設・警備等の防犯体制は適切であるか。	2	A	B	0.8	1.6	
	個人情報及び秘密の保護	個人情報及び職員が業務上知り得た秘密について、職員への指導の徹底と対策が講じられているか。	4	B	B	0.8	3.2	
	情報公開	協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表できる体制が整っているか	2	B	B	0.8	1.6	
	経理及び事務処理等	専用の口座、経理帳簿や台帳を整備し、適切に経理事務が行われているか。	2	B	B	0.8	1.6	
		現金管理の方法は適切であるか。	2	B	B	0.8	1.6	
		業務日誌、各種報告書を適切に作成・整備し、遅延なく市に提出されているか。	3	B	B	0.8	2.4	
		団体の経営状況	団体の経営状況は安定しているか。	2	B	B	0.8	
	事業運営	事業計画書に基づき、適切に事業が実行されているか。	3	B	B	0.8	2.4	
		事業の内容や施設の有効利用に創意工夫がされているか。	2	B	B	0.8	1.6	
2 施 設 の 運 営	施設の維持管理	仕様書等に基づき、清掃、警備、衛生の点検・管理が適切に行われているか。	2	B	B	0.8	1.6	
		仕様書等に基づき、施設、設備の点検・管理が適切に行われているか。	2	B	B	0.8	1.6	
		利用に支障をきたすような状況を放置せず、適切に修繕が行われているか。	2	B	B	0.8	1.6	
	再委託業務	再委託されている業務の範囲・理由等は適切であり、かつ委託先の業務を適切に管理しているか。	0	B	B	0.8	0.0	
	備品の維持管理	備品台帳に基づき備品を適切に管理され、その機能が失われていないか。	2	B	B	0.8	1.6	
	利用状況	利用者数、稼働率が設定した目標に対して適正な水準であるか。	3	B	D	0.2	0.6	利用実績（相談件数）の対目標比が大幅に下回っている。相談内容の充実や質の向上が求められる。
	利用の促進	施設の利用促進に努めているか。	3	B	B	0.8	2.4	
	利用者へのサービス	利用者へのサービス向上に努めているか。	4	A	B	0.8	3.2	
	障がい者等への配慮	障がい者、子ども、高齢者等の利用に配慮した管理がなされているか。	5	B	B	0.8	4.0	
	要望・苦情等への対応	利用者アンケートが適切に実施されており、要望・苦情等に適切に対応しているか。	3	C	C	0.5	1.5	アンケートを依頼したが、ほとんど回答に協力いただけなかった。法人と職員がそれぞれ改善案を協議し改善を行っていく必要がある。
	セルフモニタリング	セルフモニタリングが適切に行われ、改善に結びつける方策がとられているか。	3	B	B	0.8	2.4	
	環境への配慮	省エネ等環境負荷の軽減や周辺環境に配慮するとともに、廃棄物は適切に処理されているか。	2	B	B	0.8	1.6	
	地域連携・地域貢献	地域の住民や関係団体等との連携に積極的に取り組んでいるか。	3	A	B	0.8	2.4	
		市内事業者の活用、市内の雇用など地域への貢献への配慮がされているか。	2	B	B	0.8	1.6	
	自主事業	施設の設置目的に沿って自主事業を実施し、サービス水準の向上に寄与しているか。	3	B	B	0.8	2.4	
	経費節減・業務効率化	事業計画書に基づき、経費節減や業務効率化が実行されているか。	2	B	B	0.8	1.6	
	収支・決算	予算に従い適切に執行されており、収支予算書と比較して収支状況が適切であるか。	3	B	B	0.8	2.4	
計			90				68.7	

- 評価の基準
- A

(1. 0)

高いレベルで実施されており、高く評価できる
- B

(0. 8)

協定書、仕様書、事業計画書等に基づき適切に実施されており、問題は見られない
- C

(0. 5)

協定書、仕様書、事業計画書等に基づき概ね適切に実施されていた。一部に不適切な部分が確認されたが、既に改善済みである。
- D

(0. 2)

協定書、仕様書、事業計画書等に基づき概ね適切に実施されていた。一部に不適切な部分が確認されたが、現在改善に向け対応中で、近日中に改善される見込みである。
- E

(0. 0)

不適切な部分が確認されたので改善を指示したが、未対応又は改善の見込みがなく、指定管理者の取消の処分を検討する必要がある。

合計
68.7